

平成28年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録（概要）

1 開催日時 平成28年4月22日（金）午後1時～午後3時30分

2 開催場所 広島県庁 本館R階 R3会議室

3 出席者 19名

4 欠席者 1名

5 内 容

事務局	<p>(本会議の選定審議会の職務について説明)</p> <p>(会長及び副会長選出)</p>
会 長	<p>本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>昨年度は、第1回と第2回の会議の傍聴を可とし、第3回の傍聴については、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。議事録については、第1回から第3回までの議事録を公開している。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。</p>
会 長	<p>事務局の説明について、質問や意見はないか。</p>
委 員	<p>なし。(全委員)</p>
会 長	<p>今年度も第3回を除いて会議は傍聴可とするとともに、議事録は公開することを確認する。(ホームページに掲載)</p> <p>小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科書採択について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	<p>(教科書の種類及び現在採択されている教科書)</p> <p>資料「教科書制度の概要」を基に、教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には、大きく分けて3つの種類がある。文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科用図書、文部科学大臣が著作の名義を持つ文部科学省著作教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級において、適切な教科書がない場合に使用される一般図書である。</p> <p>本年度は、特別支援学校並びに特別支援学級において使用される一般図書の採択の年になっており、一般図書の採択の方針等を審議していただく。</p> <p>(教科書が使用されるまでの経緯)</p> <p>教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続を経て児童生徒の手元に無償で届けられている。</p>

発行者が作成した教科書を文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを採択権者が採択する。県教育委員会は、必要な数を発行者に知らせた後、発行者が必要部数を発行する。そして、児童生徒の手元に届くという流れになっている。

(教科書採択の仕組み)

小学校では、平成26年度に採択した教科用図書を平成27年度から使用している。中学校では、平成27年度に採択した教科用図書を平成28年度から使用している。このように、使用開始の前年度に、翌年度に使用する教科用図書を採択するという仕組みになっている。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」という規定がある。今年度の選定審議会ではこの規定に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下、「一般図書」という。）の採択について審議を行うことになる。

(教科書採択の仕組み)

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて説明する。

- ①発行者が検定を経た教科書で次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ②文部科学大臣は、届出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成し、県教育委員会を経て、市町教育委員会や国立・私立学校へ送付する。
- ③発行者は、教科書見本を送付する。
- ④県教育委員会は、採択基本方針を、この教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会は、ここに位置付けられる。
- ⑤選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。
- ⑦8月31日までに各採択地区や国立・私立学校で採択を行う。

事務局
(特別支援
教育課担
当者)

(小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)

特別支援学校小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書である。小・中学校の特別支援学級においても、この3種類となる。

文部科学省著作教科用図書（著作教科用図書）には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科用図書については需要数が少なく、特別支援学校用の検定済教科用図書の発行が期待できないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねているものとなる。

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、点字版の教科用図書が発行されている。

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では言語指導と音楽、中学部では言語が発行されている。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科用図書としては、小学部では国語、算数、音楽が、中学部では国語、数学、音楽が発行されている。肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、著作教科用図書は発行されていない。

次に、一般図書について説明する。

学校教育法附則第9条において、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、検定済教科用図書又は著作教科用図書以外の教科用図書を使用することができることと定められている。この学校教育法附則第9条の規定に基づいて使用する教科用図書のことを一般図書と呼んでいる。

この一般図書を使用する主な場合は、特別支援学校の小・中学部や小・中学校の特別支援学級において、知的障害があることにより、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合である。

一般図書の採択は、県立の特別支援学校の小・中学部においては、各学校が選定し県教育委員会に申請したものに基づいて、県教育委員会が採択している。

また、市町立の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校においては各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。

資料の「一般図書一覧」を御覧いただきたい。この一般図書一覧は、学校教育法附則第9条に基づき、義務教育諸学校で使用する教科用図書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、発行者が次年度においても当該図書の発行・供給を予定しているものを、文部科学省が集録したものである。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する場合は、小学部では国語、算数、音楽、中学部では国語、数学、音楽については著作教科用図書があるのでこれを使用することとなる。その他の教科については、検定済教科用図書又は著作教科用図書がないため、一般図書を使用することとなる。

また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、知的障害を併せ有する児童生徒に対して知的障害特別支援学校の各教科に替えた教育課程を編成することができるため、知的障害者用の著作教科用図書が採択されている。

採択結果は、全ての特別支援学校が教育課程に従って著作教科用図書を選定し、県教育委員会が採択している。また、一般図書については、小学

	<p>部では267点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から208点、全図書点数の約77.9%を採択している。中学部では、全体で209点の図書を採択しており、そのうち「一般図書一覧」の中から162点、全図書点数の約77.5%を採択している。</p>
会 長	<p>事務局からの説明について、質問及び意見はないか。</p>
委 員	<p>教科書展示会の期間はいつか。県内のどこで開催しているか。</p>
事務局	<p>今年度の法定展示期間は6月17日から14日間となっている。県内13カ所に教科書センターを設置している。例えば、広島市教育センター、県立教育センター、庄原田園文化センター等が教科書センターである。</p>
委 員	<p>知的障害者が使用する一般図書は、どのような図書を採択しているのか。文部科学省が示した基準があるのか。一般図書について、障害種別によって留意点はあるが、一般的な事項はあるか。</p>
事務局	<p>学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧(特別支援学校・学級用)については、それぞれの図書の内容について文部科学省が適・不適の判断を行っているものではない。</p> <p>平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「採択事務処理について」に示されている一般図書採択の留意事項を踏まえて、小学校・中学校の特別支援学級においては市町教育委員会が採択し、県立の特別支援学校においては特別支援学校が選定し、採択権者である県教育委員会が教育上適切であるか調査研究を行い、採択している。</p> <p>これまでの通知で示された具体的な留意事項の例としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。 ② 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。 ③ 教科用図書として使用する上で、適切な体裁の図書を採択すること。などがある。
委 員	<p>知的障害者用教科用図書について、小学部は星の数で分冊となっているが、中学部は段階に分かれていない。それはなぜか。</p>
事務局	<p>知的障害者用教科用図書は、特別支援学校の学習指導要領の(知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の)内容に基づいて、作成されたものである。</p> <p>学習指導要領において、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容は、段階で示されている。知的障害者用教科用図書においても、☆印1つから3つのものが小学部用、☆印4つのものが中学部用と、星の数の順番に、教科の学習内容の段階がほぼ対応するように編集されている。</p>

委員	<p>視覚障害者用の文部科学省著作教科書は、資料4-①を見ると、中学部は国語，社会，数学，理科，英語のみとなっているが，その他の教科はどうしているのか。検定済の教科書も使用するのか。</p>
事務局	<p>地図，音楽，保健体育，技術・家庭科は，文部科学省著作教科書はないが，一般図書として発行されている。書写，美術については，点字版教科書がないため，検定済教科書を使用する。</p>
委員	<p>一般図書は，原則，文部科学省の「一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択すると示され，例年，この原則にしたがって選定しているが，「原則」としている理由は何か。</p>
事務局	<p>一般図書一覧とは，義務教育諸学校で使用する教科書として採択された図書のうち，比較的採択数が多く，安定して供給できる図書を登載したものである。各学校においては，教育課程や年間指導計画にしたがって，教科の主たる教材として教科書を選定しており，採択した一般図書が，供給不能，絶版等で安定して供給されない場合，採択した教科書だけでなく，教育課程や年間指導計画等を再度検討し直さなければならないこともある。このようなことをできるだけ避けるためにも，安定した供給が可能な一般図書一覧の中から選定することを原則としている。</p>
会長	<p>それでは，この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案していただきたい。</p>
教育部長	<p>本審議会に対して，平成29年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択に関する事務に対して，広島県教育委員会が行う指導，助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について <p>以上のことについて，審議いただきたい。</p>
会長	<p>それでは，これより諮問事項の審議に入る。</p>
事務局	<p>(諮問事項「1 採択の基本方針について」)</p> <p>資料「平成29年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択基本方針(案)」に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採択の基本 (2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進 2 方法，組織及び手続き について説明する。

会 長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委 員	採択基本方針について、「開かれた採択の推進」のウにある「その他採択を推進する観点から有用と思われる情報」とは、具体的に何か。
事務局	例えば、教科用図書選定審議会委員氏名、議事録、配付資料、調査員氏名、採択基準、選定資料等が考えられる。
会 長	今回新たに追加された点について補足はあるか。
事務局	検定申請本を閲覧していた者が、教科書の採択に関わるということがあり、教科書採択の公正確保の徹底を図ることから、特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関わることがないようにするため今回新たに付け加えている。
会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	なし。（全委員）
会 長	その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。
委 員	よい。（全委員）
事務局	(諮問事項「2『選定資料』の作成について」) 資料に基づいて説明する。 1 作成の趣旨 2 作成の方法 3 「教科用図書」の調査・研究 について説明する。
会 長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委 員	なし。（全委員）
会 長	意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりによいか。
委 員	よい。（全委員）
会 長	この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。
事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月8日に開催し、調査員が作成した選定資料を審議する予定である。第3回選定審議会は、8月3日に開催する。

